

# 第18期 定時株主総会 招集ご通知



開催  
日時

2024年6月26日（水曜日）

午前10時（受付開始 午前9時30分）

開催時刻が昨年の継続会と異なりますので、お間違えのないようご注意ください



開催  
場所

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地5

KSビル8階 サイサンホール

会場が昨年の継続会と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください



議案

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役6名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

株式会社 **エイチワン**

証券コード：5989

株主各位

証券コード 5989

2024年6月11日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地5

株式会社 **エイチワン**

代表取締役 **金田 敦**

## 第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18期定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

**【当社ウェブサイト】(提供開始日 2024年6月4日)**

<https://www.h1-co.jp/ir/stock/meeting.html>

**【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】(提供開始日 2024年6月4日)**

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に当社名「エイチワン」又は「コード」に当社証券コード「5989」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください)

**【株主総会資料 掲載ウェブサイト】(提供開始日 2024年6月4日)**

<https://d.sokai.jp/5989/teiji/>

当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2024年6月25日(火曜日)午後5時まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

<b>1 日 時</b>	<b>2024年6月26日(水曜日)午前10時</b> (受付開始 午前9時30分) (開催時刻が昨年の継続会と異なりますので、お間違えないようご注意ください)
<b>2 場 所</b>	埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地5 <b>KSビル8階 サイサンホール</b> (会場が昨年の継続会と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください)
<b>3 目的事項</b>	<p><b>報告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第18期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>第18期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類報告の件</li> </ol> <p><b>決議事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第1号議案 剰余金処分の件</li> <li>第2号議案 定款一部変更の件</li> <li>第3号議案 取締役6名選任の件</li> <li>第4号議案 補欠監査役1名選任の件</li> </ol>
<b>4 議決権行使のご案内</b>	3～4頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。
<b>5 招集にあたっての決定事項</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。</li> <li>書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。</li> <li>インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。</li> <li>インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。</li> </ol>

以 上

- 本総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- 電子提供措置事項のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
  - ① 連結計算書類の連結持分変動計算書及び連結注記表
  - ② 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表
 したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は株主の皆様の重要な権利です。是非とも議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会に出席される場合



議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。

**日時** 2024年6月26日(水曜日) **午前10時** (受付開始 午前9時30分)

## 書面(郵送)で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**行使期限までに到着するようご返送**ください。

**行使期限** 2024年6月25日(火曜日) **午後5時到着分まで**

## インターネットで議決権を行使される場合



インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから**議決権行使ウェブサイト** (<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。4頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」に従って議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

**行使期限** 2024年6月25日(火曜日) **午後5時入力完了分まで**

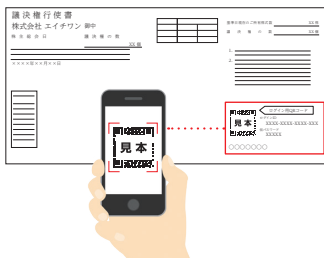
- ※ 午前2時30分から午前4時30分までは、議決権行使ウェブサイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- ※ 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。
- ※ インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株皆様のご負担となります。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

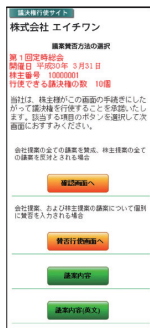
議決権行使書副票に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

# 株主総会参考書類

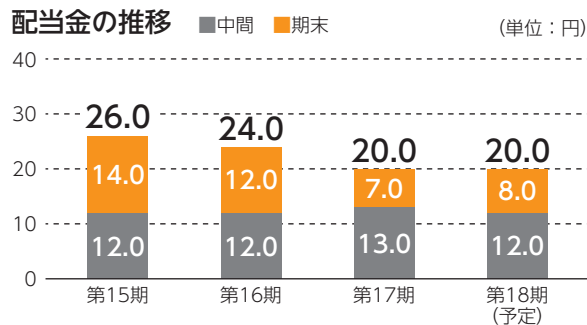
## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 <b>8円</b> 配当総額 <b>227,128,600円</b>
剰余金の配当が効力を生じる日	2024年6月27日

### (ご参考)



### 配当方針

当社は、株主の皆様に対する持続的な利益還元を経営上の重要な政策と位置付けており、親会社所有者帰属持分当期利益率の向上に努めるとともに、今後の事業展開及び設備投資等を勘案したうえで、株主の皆様に長期にわたり、安定的に業績に応じた成果の配分を実施することを、基本方針としております。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社は2024年4月1日付で、経営スピードの強化とグループガバナンスの更なる強化を目的とした組織変更を行い、あわせて役員体制を新たにいたしました。これらに伴い、現行定款のうち取締役社長に関する定めについて、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役に変更するため、現行定款第14条(招集権者および議長)及び第24条(取締役会の招集)を変更いたします。
- (2) 当社は取締役会の決議によって社長執行役員を選定しており、その旨を現行定款第30条(執行役員)第1項に定めているため、現行定款第22条(代表取締役等)第2項を削除いたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります(下線部は変更箇所)。

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第13条 (条文省略) (招集権者および議長)	第1条～第13条 (現行どおり) (招集権者および議長)
第14条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により <u>取締役社長</u> がこれを招集し、その議長となる。 <u>取締役社長</u> に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序によりほかの取締役がこれに代わる。	第14条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により代表取締役にこれを招集し、その議長となる。 <u>代表取締役</u> に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序によりほかの取締役がこれに代わる。
第15条～第21条 (条文省略) (代表取締役等)	第15条～第21条 (現行どおり) (代表取締役)
第22条 (条文省略)	第22条 (現行どおり) (削 除)
2. <u>取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定する。</u>	
第23条 (条文省略)	第23条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>取締役社長</u>に事故ある時は、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第25条～第48条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>代表取締役</u>に事故ある時は、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第25条～第48条 (現行どおり)</p>



### 第3号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員(6名)が任期満了となります。  
つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
取締役候補者は、次のとおりであります。

#### 【取締役候補者一覧】

候補者番号	氏名	当社における現在の地位	担当又は重要な兼職のうち主なもの	候補者の属性	取締役会出席状況
1	眞弓 世紀	社長執行役員	事業統括本部 本部長	新任	—
2	渡邊 浩行	取締役 常務執行役員	日本事業本部 本部長	再任	12回/12回
3	奥田 正道	常務執行役員	経営企画・情報システム・ 経理担当	新任	—
4	丸山 恵一郎	取締役	名川・岡村法律事務所副所長	再任 社外 独立	10回/12回
5	戸所 邦弘	取締役	富士倉庫運輸(株)取締役会長	再任 社外 独立	12回/12回
6	山本 佐和子	取締役		再任 社外 独立	12回/12回

**新任** 新任取締役候補者

**再任** 再任取締役候補者

**社外** 社外取締役候補者

**独立** 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

ま ゆ み せい き  
真 弓 世 紀

(1967年10月26日生)

所有する当社株式の数…………… 7千株  
取締役会出席状況…………… 一回/一回  
取締役在任期間…………… 一年

新任

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 4月	(株)ヒラタ入社	2023年 4月	当社上席執行役員
2009年 6月	UYT Limited副社長		社長付
2015年 6月	(株)エイチワン執行役員 経営企画室 室長	2024年 4月	当社社長執行役員(現任) (兼)事業統括本部 本部長(現任)
2018年 4月	KTH Parts Industries, Inc.副社長		

## 取締役候補者とする理由

真弓世紀氏は、生産、開発、海外事業、経営企画などに携わった豊富な経験を有し、欧州・米国の事業拠点の経営に長く携わるなどグローバルでの事業運営に関する高度な見識を有しております。現在は当社グループの社長として、その経験と知見を活かし強力なリーダーシップを発揮しながら、当社グループの価値向上に結びつく事業戦略を先頭に立って統括しております。

こうした点から、当社グループにおける重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、新たに取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者番号

2

わた なべ ひろ ゆき  
渡 邊 浩 行

(1960年2月25日生)

所有する当社株式の数…………… 11千株  
取締役会出席状況…………… 12回/12回  
取締役在任期間…………… 3年

再任

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 3月	平田プレス工業(株)入社	2016年 6月	当社上席執行役員
2006年10月	(株)エイチワン前橋製作所生産部 部長	2019年 4月	当社常務執行役員 生産本部 本部長
2011年 4月	亀山製作所 所長		リスクマネジメントオフィサー(現任)
2012年 6月	当社執行役員	2021年 3月	亀山製作所 所長
2014年 4月	生産企画グループ グループ長	2021年 6月	当社取締役常務執行役員(現任)
2014年 6月	当社取締役	2024年 4月	日本事業本部 本部長(現任) (兼)事業管理担当(現任) (兼)東日本統括部 統括部長(現任)
2014年 8月	郡山製作所 所長		

## 取締役候補者とする理由

渡邊浩行氏は、海外子会社の経営や国内生産拠点の事業運営に携わり、現在は生産拠点を統括する責任者として当社グループの事業基盤強化及びリスクマネジメント体制強化に向けた様々な取組みを推進するなど、当社グループの主要事業である自動車部品の製造及び販売に関して豊富な経験と高度な見識を有しております。

今後も、当社グループにおける重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者番号

3

おく だ まさ みち  
**奥田 正道**

(1965年4月3日生)

所有する当社株式の数…………… 10千株  
取締役会出席状況…………… 一回/一回  
取締役在任期間…………… 一年



新任

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1988年 3月	(株)ヒラタ入社	2023年 4月	経営企画室 室長
2007年10月	(株)エイチワン海外事業部 部長	(兼)デジタル改革推進グループ グループ長	
2011年 4月	営業企画部 部長	2024年 4月	当社常務執行役員(現任)
2012年10月	営業一部 部長		事業統括本部 経営企画・情報システム・経理担当(現任)
2016年 2月	武漢愛機汽车配件有限公司総経理		
2020年 4月	当社執行役員		

**取締役候補者とする理由**

奥田正道氏は、営業部門の責任者として従事した後、中国の事業拠点の経営に長く携わり、自動車部品の付加価値向上や新規顧客獲得に向けた様々な取組みを実現し、売上拡大に貢献してまいりました。現在は経営企画を統括する責任者として、当社グループの業容拡大に結びつく事業戦略を先頭に立って推進するなど、豊富な経験と高度な見識を有しております。

こうした点から、当社グループにおける重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、新たに取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者番号

4

まる やま けい いちろう  
**丸山 恵一郎**

(1963年11月27日生)

所有する当社株式の数…………… 一株  
取締役会出席状況…………… 10回/12回  
取締役在任期間…………… 10年



再任

社外取締役候補者

独立役員

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1998年 4月	弁護士登録(東京弁護士会)	2010年 7月	学校法人城北埼玉学園理事(現任)
1998年 4月	名川・岡村法律事務所入所	2014年 6月	(株)エイチワン社外取締役(現任)
2001年 1月	同所副所長(現任)	2016年 6月	戸田建設社外監査役(現任)
2009年 5月	学校法人東京音楽大学理事	2021年 4月	学校法人東京音楽大学理事長(現任)

**社外取締役候補者とする理由及び期待される役割**

丸山恵一郎氏は、弁護士として培われた豊富な経験と高い見識を有しております。当社の社外取締役に就任されたからは、当社取締役会においても、当社グループ経営に対して積極的な提言と助言をいただいております。

今後も、当社グループの業務執行に対し、弁護士としての専門的な見地から発言をいただき、独立かつ公正な立場から監督を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として広範かつ高度な視野を備え、また、企業統治に精通し、社外取締役としての十分な見識を有していることから、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

**独立性に関する考え**

丸山恵一郎氏が副所長を務める名川・岡村法律事務所と当社は顧問契約を締結しておりますが、2024年3月期において当社が支払った報酬額は、同所の売上高の1%未満、かつ、当社の連結売上収益の1%未満です。

同氏の重要な兼職先である戸田建設(株)及び学校法人東京音楽大学と当社との間に、取引等の関係はありません。以上の理由から、当社は、同氏の独立性に問題はないと判断しております。

なお、当社は東京証券取引所に対して、同氏を独立役員として届け出ております。

(注) 当社は丸山恵一郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める限度まで同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

5

と どころ くに ひろ  
戸 所 邦 弘

(1954年5月29日生)

所有する当社株式の数…………… 一株  
取締役会出席状況…………… 12回/12回  
取締役在任期間…………… 8年



再任

社外取締役候補者

独立役員

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 4月	(株)埼玉銀行(現：(株)埼玉りそな銀行)入行	2016年 6月	(株)エイチワン社外取締役(現任)
2009年 6月	(株)埼玉りそな銀行代表取締役副社長	2019年 6月	埼玉経済同友会代表幹事(現任)
2013年 6月	ジェイアンドエス保険サービス(株)代表取締役社長	2020年 6月	富士倉庫運輸(株)代表取締役会長
2015年 6月	富士倉庫運輸(株)代表取締役社長	2021年 4月	富士倉庫運輸(株)代表取締役会長(兼)社長
		2023年 6月	富士倉庫運輸(株)取締役会長(現任)

### 社外取締役候補者とする理由及び期待される役割

戸所邦弘氏は、金融機関や複数の事業会社の経営に携わってまいりました。当社の社外取締役に就任されてからは、当社取締役会においても、その豊富な経験と高い見識に基づき当社グループ経営に対して積極的な提言と助言をいただいております。

今後も、当社グループの業務執行に対し、経営経験者としての専門的な見地から発言をいただき、独立かつ公正な立場から監督を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

### 独立性に関する考え

戸所邦弘氏が取締役会長を務める富士倉庫運輸(株)と当社との間には、物品の保管及び寄託等に関する取引関係がありますが、2024年3月期における取引額は、0百万円であります。

同氏は当社の借入先である(株)埼玉りそな銀行の元代表取締役副社長ですが、同氏が同行の取締役を退任されてからすでに11年以上が経過しております。

以上の理由から、当社は、同氏の独立性に問題はないと判断しております。

なお、当社は東京証券取引所に対して、同氏を独立役員として届け出ております。

(注) 当社は戸所邦弘氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める限度まで同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

6

やまもと さわこ  
山本 佐和子

(1960年6月5日生)

所有する当社株式の数…………… 一株  
取締役会出席状況…………… 12回/12回  
取締役在任期間…………… 3年



再任

社外取締役候補者

独立役員

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月	公正取引委員会事務局(現：公正取引委員会事務総局)入局	2014年 7月	同官房総括審議官
2008年 6月	同官房人事課長	2016年 6月	同審査局長
2012年 9月	同審査局審査管理官	2021年 6月	㈱エイチワン社外取締役(現任)
		2022年 1月	人事院交流審査委員会委員(現任)

### 社外取締役候補者とする理由及び期待される役割

山本佐和子氏は、公正取引委員会において要職を歴任してまいりました。当社の社外取締役に就任されてからは、当社取締役会においても、その経歴を通じて培われた豊富な経験と高い見識に基づき当社グループの業務執行に対して積極的な提言と助言をいただいております。

今後も、当社グループの業務執行に対し、企業法務の専門家としての専門的な見地から発言をいただき、独立かつ公正な立場から監督を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公正取引委員会での執務経験に基づく広範かつ高度な視野を備え、また、企業統治に精通し、社外取締役としての十分な見識を有していることから、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

### 独立性に関する考え

山本佐和子氏が2018年7月まで審査局長を務めていた公正取引委員会と当社との間に、取引等の関係はありません。

以上の理由から、当社は、同氏の独立性に問題はないと判断しております。

なお、当社は東京証券取引所に対して、同氏を独立役員として届け出ております。

(注) 当社は山本佐和子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める限度まで同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。

### 【上記6名の各候補者に共通する注記】

- 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 各取締役候補者が所有する当社株式の数は、役員持株会又は従業員持株会名義で所有する持分株数を含めております。
- 各取締役候補者の取締役在任期間は、本総会終結時のものであります。
- 当社は、各取締役候補者との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しておりません。
- 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為(不作為を含む)に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合に負担する法律上の損害賠償金及び争訟費用等を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補されない等の免責事由があります。各取締役候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

## 第4号議案

# 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

い い      じ ま      ひ ろ      ゆ き  
**飯 島 宏 之** (1974年10月27日生) 所有する当社株式の数…………… 株

### 略歴及び重要な兼職の状況

1997年4月 (株)ブラザークリエイト入社  
2002年10月 飯島税理士事務所入所(現任)  
2007年4月 税理士登録

### 補欠の社外監査役候補者とする理由

飯島宏之氏は、税理士として活躍されており、監査役に就任された場合には税理士として培われた専門的な知識と経験を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、税理士として広範かつ高度な視野を備え、社外監査役としての十分な見識を有していることから、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

### 独立性に関する考え

飯島宏之氏の重要な兼職先である飯島税理士事務所と当社との間に取引等の関係はなく、また顧問契約締結等の関係にもありません。

以上の理由から、当社は、同氏の独立性に問題はないと判断しております。

なお、同氏が監査役に就任された場合には、当社は東京証券取引所に対して、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

- (注) 1. 飯島宏之氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 飯島宏之氏は、補欠の社外監査役候補者であります。  
3. 飯島宏之氏が監査役に就任された場合には、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める限度まで同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。  
4. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。  
当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為(不作為を含む)に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合に負担する法律上の損害賠償金及び争訟費用等を填補することとしております。  
ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補されない等の免責事由があります。  
飯島宏之氏が監査役に就任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。

## (ご参考)

### コーポレート・ガバナンス基本方針

当社は、経営理念に立脚し、ESG(環境・社会・ガバナンス)各領域の諸施策を推進することを通じて「世界に貢献する企業になる」ことをサステナビリティの基本方針としています。

この基本方針のもと、株主・お客様・従業員・社会からの期待と信頼にお応えし、当社グループが持続的に成長していくために、コーポレート・ガバナンスの強化が経営の重要課題の一つと認識し、継続的にその取組みを進めております。

### コーポレート・ガバナンスの体制

当社は、監査役会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。また、執行役員制度を拡充したうえで業務執行を執行役員に委譲するなど、取締役会による迅速な意思決定と業務執行の監督機能強化を図っております。

#### 1. 取締役会

取締役会は、より広い見地から業務執行の監督を行うため、社外取締役3名を含む6名の取締役で構成され、経営の重要事項及び法定事項について、審議のうえ決議しております。

当社の独立社外取締役には、弁護士(男性)1名、他社での経営経験を有する者(男性)1名、行政機関での執務経験を有する者(女性)1名を選任しております。当社としては、当社の事業及び業界動向に精通した社内取締役に、多様な経験・見識・価値観を備える社外取締役を加えた構成とすることが、取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性等の面でも最善の体制であると考えております。

なお、本定時株主総会において、取締役6名の選任をご提案しております。

#### 2. 監査役会

監査役会は、社外監査役2名を含む3名の監査役で構成され、独立した内部監査部門である監査室の実施する業務監査並びに内部統制監査に係る進捗及び結果報告を適宜求めるとともに、取締役会をはじめとする重要な会議への出席、業務及び財産の状況調査を通じて取締役の職務の執行並びに取締役会の意思決定を中立的かつ客観的に監査しております。

#### 3. その他任意の会議体

- 代表取締役及び事業統括本部、開発事業本部、日本事業本部、北米事業本部、中国事業本部、アジア事業本部、監査室の各長を中心に構成される経営会議が、業務執行に係る重要事項について事前審議のうえ取締役会に上程、又は権限の範囲内で決議し取締役会に報告する体制とすることで、取締役会の意思決定の効率化、迅速化を図っております。
- 社外取締役と監査役との相互連携を確保するため、独立役員と常勤監査役で構成される独立役員情報交換会を月度で開催しています。独立役員情報交換会では、当社グループの事業状況を常勤監査役又は必要に応じて関係部門長が説明するほか、独立役員相互の意見交換を通じて認識共有を図っております。

(3) 報酬決定プロセスの透明性及び客観性を確保するため、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会において当社の役員の報酬等の額を最終協議のうえ決定しております。また、役員の報酬等の額の算定方法の決定に関する方針を変更する場合には、指名・報酬委員会の事前審議を経て取締役会が決定します。

#### 4. 独立性基準

当社は、独立社外役員(取締役及び監査役)の選任にあたり、会社法上の社外性要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の資格を充たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れのないことを独立社外役員に指定するための基準としております。

#### 5. 取締役・監査役候補者の指名の方針

取締役候補者については、豊富な経験と高度な専門性、高い見識及び倫理観を有すること等の観点から総合的に検討し選任又は指名しております。取締役候補者の選任又は指名については、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会の事前審議を経て取締役会が決定します。

監査役候補者については、財務・会計・法務に関する知見や当社事業に関する知識等の観点から検討し指名しております。

なお、本定時株主総会にご提案いたしております第3号議案が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役会及び監査役会の構成は次のとおりとなります。

氏名	当社における地位	性別	専門性と経験						
			企業経営	営業・マーケティング	製造・技術・研究開発	財務・会計	法務・リスクマネジメント	政府・行政機関	グローバル(海外勤務)経験
真弓 世紀	代表取締役 社長執行役員	男性	○	○	○	○			○
わた 渡 邊 浩 行	取締役 常務執行役員	男性	○		○			○	○
おく 奥 田 正 道	取締役 常務執行役員	男性	○	○		○			○
まる 丸 山 恵 一 郎	取締役 <b>社外</b> <b>独立</b>	男性					○		
と 戸 所 邦 弘	取締役 <b>社外</b> <b>独立</b>	男性	○						○
やま 山 本 佐 和 子	取締役 <b>社外</b> <b>独立</b>	女性					○	○	
やま 山 下 和 雄	常勤監査役	男性				○			○
かわ 河 合 宏 幸	監査役 <b>社外</b> <b>独立</b>	男性				○			
むら 村 上 大 樹	監査役 <b>社外</b> <b>独立</b>	男性					○		

**社外** 社外取締役又は社外監査役 **独立** 東京証券取引所の定めに基づく独立役員



## 1 エイチワングループ(企業集団)の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済の情勢は、世界各国におけるコロナ後の経済再開とウクライナ情勢等を背景とした物価上昇傾向が続いたものの、各国中央銀行による金融引締めによりインフレ鈍化の兆しが見られました。一方で、中東情勢の緊迫化が新たなリスクとして顕在化する可能性もでてきております。

自動車業界においては、半導体の供給制限による生産の混乱からようやく脱し、グローバルでの自動車生産・販売台数は対前年比で増加に転じました。また、脱炭素社会の実現に向けた動きと呼応するように、電動化や自動運転の技術開発が予想を上回るスピードで進んでおり、特に中国市場では日系OEMが電動化への対応に苦戦している状況でもあります。

このような環境下、当社グループは、第7次中期事業計画の経営方針である「事業基盤を再構築し、価値創造思考で確かな成長を実現する」に沿って、これまでに培った技術力やグローバル展開を活かし、新規取引先の開拓をはじめとする受注拡大に努めてまいりました。

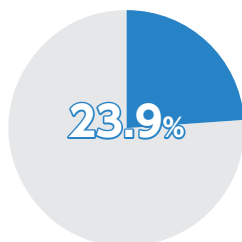
当連結会計年度における主な実績といたしまして、グローバルに販路拡大を推し進め、北米では現地大手OEMからの受注に対応する量産体制の構築、北米及び日本では、異業種ビジネスとして欧州市場でのオンラインマーケットで圧倒的なスピードとサービスを誇る大手メーカーへの物流バスケットの納入を開始いたしました。また、将来ビジネスにつなげるべく、当社が参画する超小型EV技術研究組合(METAx)では、脱炭素社会実現に向けた「車両の電動化」に加え、「ラストワンマイルの配送やデリバリーサービスにおける新たなソリューション」として、軽自動車未満の手軽な超小型EVを開発、コンセプトカーを製作し、JAPAN MOBILITY SHOW 2023へ出展いたしました。

そのような中での当連結会計年度の経営成績は、主力得意先向けの自動車フレームの生産台数が前期に比べて約7%増加し、為替相場が前期に比べ円安水準にあったことなどにより売上収益は2,327億30百万円(前期比3.2%増)となりました。利益面では、売上収益の増加や原価低減に努めたことにより、売上総利益は222億31百万円(同42.3%増)となりました。一方、中国市場において、日系を含む外資完成車メーカーは販売苦戦を強いられており、当社グループの主力得意先向けの自動車フレームの生産量も減少し、将来的にも厳しい事業環境の継続が見込まれることから、中国連結子会社において減損損失を計上したこと、また、中国での事業環境の悪化を受け、連結子会社からの収入減少が見込まれることから、日本の部品事業においても減損損失を計上したことを主因に、営業損失は188億26百万円(前期は営業損失92億70百万円)となりました。また、持分法による投資利益は改善しましたが、支払利息の増加による金融損益の悪化により、税引前損失は193億54百万円(前期は税引前損失97億42百万円)、親会社の所有者に帰属する当期損失は216億56百万円(前期は親会社の所有者に帰属する当期損失69億93百万円)となりました。

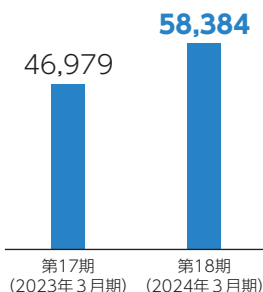
セグメントの業績につきましては、次のとおりであります。

## 日本

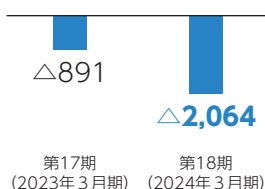
### 売上収益構成比



### 売上収益 (単位：百万円)



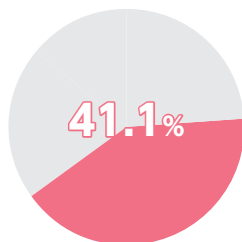
### 税引前損失(△) (単位：百万円)



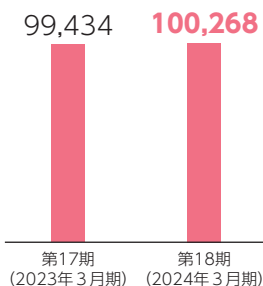
主力得意先向けの自動車フレームの生産量が前期に比べて増加したことや、金型・設備の増収などにより売上収益は583億84百万円(前期比24.3%増)となりました。損益面では、製造経費の圧縮に努めましたが、減損損失(65億57百万円)を計上したことにより、税引前損失は20億64百万円(前期は税引前損失8億91百万円)となりました。

## 北米

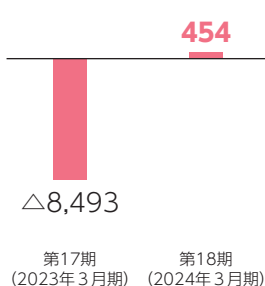
### 売上収益構成比



### 売上収益 (単位：百万円)



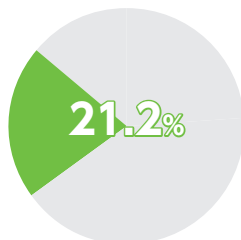
### 税引前利益(△は損失) (単位：百万円)



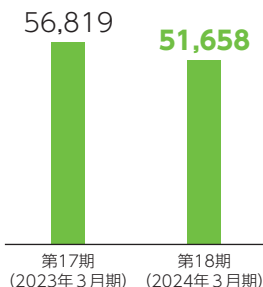
主力得意先向けの自動車フレームの生産量は前期に比べ増加したことや、円安効果から売上収益は1,002億68百万円(前期比0.8%増)となりました。損益面では、前期は減損損失(84億81百万円)の計上により大きくマイナスとなりましたが、当期は増収効果などにより、税引前利益は4億54百万円(前期は税引前損失84億93百万円)となりました。

## 中国

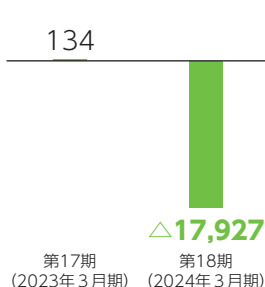
## 売上収益構成比



## 売上収益 (単位：百万円)



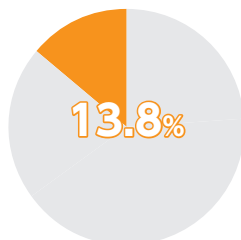
## 税引前利益 (△は損失) (単位：百万円)



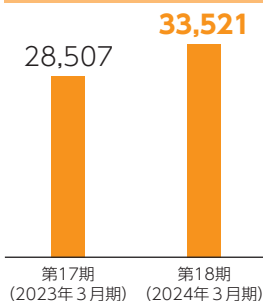
主力得意先向けの自動車フレームの生産量が前期に比べて減少し、売上収益は516億58百万円(前期比9.1%減)、損益面では、競争激化による利益幅の減少や減損損失(151億68百万円)を計上したことにより、税引前損失は179億27百万円(前期は税引前利益1億34百万円)となりました。

## アジア・大洋州

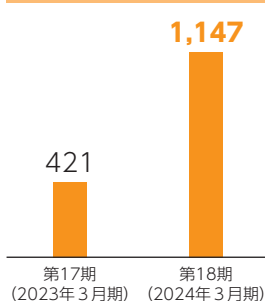
## 売上収益構成比



## 売上収益 (単位：百万円)



## 税引前利益 (単位：百万円)



主力得意先向けの自動車フレームの生産量が前年比増加したことや円安効果から、売上収益は335億21百万円(前期比17.6%増)、損益面では、インドネシアの子会社におけるのれんの減損損失(5億円)の計上がありました。増収効果や原価低減により、税引前利益は11億47百万円(同172.1%増)となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は、166億27百万円であり、そのうち当連結会計年度中に完成した主なものは次のとおりであります。

### ① 株式会社エイチワン

事業所名	設備の内容
亀山工場	生産関連設備
前橋工場	生産関連設備
郡山工場	生産関連設備

### ② 子会社

会社名	設備の内容
KTH Parts Industries, Inc.	生産関連設備
Kalida Manufacturing, Inc.	生産関連設備
KTH Leesburg Products, LLC.	生産関連設備
KTH Shelburne Manufacturing, Inc.	生産関連設備
広州愛機汽车配件有限公司	生産関連設備
清遠愛機汽车配件有限公司	生産関連設備
武漢愛機汽车配件有限公司	生産関連設備
肇慶愛機汽车配件有限公司	生産関連設備
武漢愛機新能源汽车有限公司	生産関連設備
H-ONE Parts (Thailand) Co., Ltd.	生産関連設備
H-ONE Parts Sriracha Co., Ltd.	生産関連設備
H-ONE India PVT., Ltd.	生産関連設備
PT. H-ONE KOGI PRIMA AUTO TECHNOLOGIES INDONESIA	生産関連設備

## (3) 資金調達の状況

当社グループは、主に金融機関からの借入れによる資金調達を行いました。

## (4) 対処すべき課題

### ① 経営環境及び中長期的な会社の経営戦略

次期の世界経済は、緩やかに回復していくと予想する一方、ウクライナや中東などの地政学リスクの長期化やインフレ率の高止まりなど、先行きは不透明な状況にあります。

自動車業界においては、国や地域ごとに足元の状況は異なるものの、中長期的には電動化の進展という大きな流れは継続するものと予想しております。

当社グループでは、強みとする研究から量産までの一貫体制による開発力及び生産力(自動車フレームの性能解析や金型技術、超ハイテン材のプレス・溶接加工技術)に関する多岐にわたる技術を基軸に、急速な変化にも即応しながらゆるぎない成長を遂げていくための戦略基盤となる、2030年を最終年とする長期ビジョン「2030年VISION」を策定し、2023年度を初年度とする第7次中期事業計画(2023年4月～2026年3月)とともに、当社グループの中長期経営方針として掲げ、企業としての持続的成長の実現とともに、持続的に成長する社会の実現へ貢献、新たな価値を提供できる企業として事業成長を遂げてまいります。

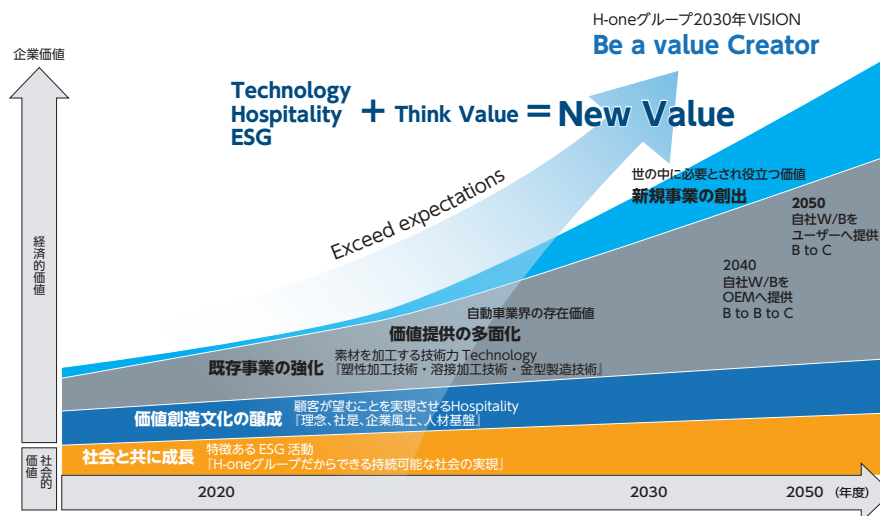
#### ◇2030年VISION

2030年VISION：「Be a Value Creator(価値創造者になる)」

コーポレートスローガン：「Exceed expectations(期待を超える)」

※ なお、2030年VISIONに関して、当社グループのコア・コンピタンス(強み・魅力)を「テクノロジー(お客様のニーズを具現化するものづくり技術)」と「ホスピタリティ(お客様のニーズをお客様と一緒に実現する)」と定義しております。

2030年VISIONに向けて当社グループは、ESGの取組みと価値創造文化の醸成を基盤に、既存事業の強化と新商品の開発を進めてまいります。そして、当社グループのコア・コンピタンスとESGを礎としつつこれに全員の「Think Value」を加え、新たな価値を生み出してまいります。そのプロセスでは、自動車業界で存在感を示すとともに、社会に必要とされそして社会に役立つ価値を創出し、これらを通じて期待を超える「Value Creator」を目指しております。



◇第7次中期事業計画(2023年4月～2026年3月)

経営方針：事業基盤を再構築し、価値創造思考で確かな成長を実現する

重点施策：

収益力の強化	全拠点が自主自立し持続的成長可能な収益性・健全性を進める。
事業領域の拡大	自動車フレームの技術を基盤に、夢のある商品の企画・開発と技術進化により多くのお客様に新たな価値を提供し貢献する。
開発/生産技術の競争力強化	優れた技術とアイデアで夢のある商品開発・技術開発を進めると同時に開発と生産が一体となり、Global H-oneをリードする生産技術で業界TOPの競争力を実現する。
サステナビリティ強化	持続可能な経営基盤の強化と社会と共有する価値を創造することで、企業価値を高める。
品質高位安定化	お客様の期待を超える品質水準を達成し安定化させる。後戻りしない体質づくり。
人材開発の強化	新しい価値の創造に向けて、志を持ち、尊重・信頼・挑戦しあえる集団となる。

◇経営指標

2024年5月24日付で経営ビジョン『Change 2027』を公表しており、第7次中期最終年度(2026年3月期)を含む今後3期間の経営指標を次のとおり計画しております。

	2025年3月期	2026年3月期	2027年3月期
営業利益	110億円	135億円	160億円
投下資本利益率(ROIC)	7%以上		

なお、同期間の売上収益、ROE及び為替レートは次のとおり計画しております。

	2025年3月期	2026年3月期	2027年3月期
売上収益	2,300億円	2,350億円	2,400億円
親会社所有者帰属持分 当期利益率(ROE)	10%以上		
想定為替レート	140.0円/ドル	140.0円/ドル	140.0円/ドル

## ② 会社の対処すべき課題

### (収益力の強化)

技術価値に見合った適正な製品価格設定に努めるとともに、省人化等の原価低減策を推進し収益力を強化してまいります。特に重要地域である北米及び中国地域拠点の収益力強化に注力してまいります。

### (主力得意先向け売上の確保と拡販に向けた取り組み)

主力得意先の新車種開発の早期から技術提案営業を進め新規部品の受注獲得を目指すとともに、既生産部品の継続受注を図ります。拡販においても技術提案営業のほか当社グループの供給体制を活かし、国内外で受注活動を積極的に進めてまいります。また、金型や鋳物についても受注拡大とこれまでに培ってきた技術や知見を活かした自動車フレームの受注活動を進めてまいります。

### (新技術及び新商品の開発推進)

自動車フレームの製造で培った優れた技術とアイデアで夢のある技術開発や商品開発を進め、より多くのお客様に新たな価値を提供し売上収益の拡大を図ってまいります。

### (サステナビリティの強化)

環境やLCAに配慮した生産活動や環境に配慮した活動に積極的に取り組み、脱炭素社会の実現を目指し、地球環境保全へ貢献してまいります。

また、女性の新規採用者における比率の向上や管理職への登用をはじめとした、ダイバーシティ&インクルージョンの推進、男性の育児休業取得を推進するワークライフバランスへの取り組み、安全で働きやすい職場環境づくり、健康経営、人権に関する取組、ガバナンス強化などESG各領域の施策を推進し、サステナビリティを強化してまいります。

### (品質高位安定化)

お客様の期待を超える品質水準の達成、安定化に取り組んでまいります。

### (人材開発)

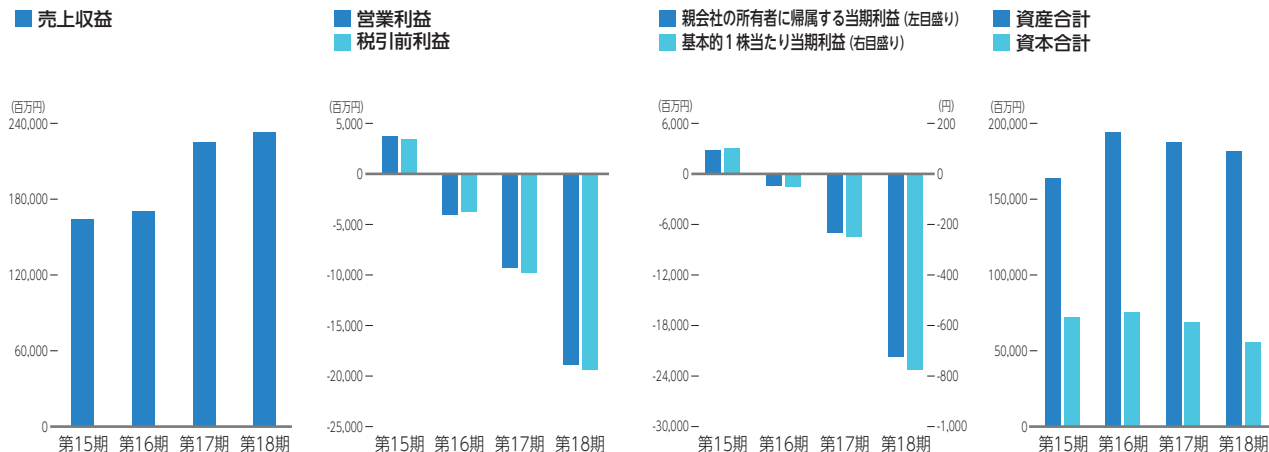
グローバルに活躍できる人材の採用、育成、選抜に向けた諸施策を国内外で進めてまいります。

### (KTH Parts Industries, Inc.における経理体制強化)

北米連結子会社であるKTH Parts Industries, Inc.の決算業務の適正化にむけて、親会社からの支援を強化しつつ、同社の経理体制強化及びシステム環境の整備運用に取り組んでおります。経理人材は予定していた人数を確保しており、決算・財務報告プロセスの整備及び運用開始とあわせ当該人材の育成も進展しております。最も大きな課題と認識している在庫システムの精度保証及び運用安定化に向けて、引き続き取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともよろしくご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移



		第15期 (2021年3月期)	第16期 (2022年3月期)	第17期 (2023年3月期)	第18期 (2024年3月期)
		IFRS			
売上収益	(百万円)	163,927	170,588	225,511	232,730
営業利益(△は損失)	(百万円)	3,732	△4,046	△9,270	△18,826
税引前利益(△は損失)	(百万円)	3,423	△3,714	△9,742	△19,354
親会社の所有者に帰属する当期利益(△は損失)	(百万円)	2,838	△1,390	△6,993	△21,656
基本的1株当たり当期利益(△は損失)	(円)	101.14	△49.50	△249.25	△774.64
親会社所有者帰属持分当期利益率(ROE)	(%)	4.5	△2.0	△9.9	△35.0
資産合計	(百万円)	163,975	193,980	187,315	181,597
負債合計	(百万円)	91,649	118,373	118,395	126,041
資本合計	(百万円)	72,325	75,606	68,919	55,555
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	2,397.48	2,593.80	2,455.61	1,972.94

(注) 会社計算規則第120条第1項の規定によりIFRSに準拠して連結計算書類を作成しております。



## (6) 重要な子会社及び関連会社等の状況 (2024年3月31日現在)

## ① 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
KTH Parts Industries, Inc.	アメリカ オハイオ州	千米ドル 114,449	60.66%	自動車部品の製造及び販売
Kalida Manufacturing, Inc.	アメリカ オハイオ州	千米ドル 5,000	100.00 (100.00)	自動車部品の製造及び販売
KTH Leesburg Products, LLC.	アメリカ アラバマ州	千米ドル 23,000	100.00 (100.00)	自動車部品の製造及び販売
KTH Shelburne Manufacturing, Inc.	カナダ オンタリオ州	千加ドル 40,000	100.00 (75.00)	自動車部品の製造及び販売
広州愛機汽车配件有限公司	中国 広東省	千人民元 161,314	100.00	自動車部品の製造及び販売
清遠愛機汽车配件有限公司	中国 広東省	千人民元 60,172	100.00 (67.00)	自動車部品の製造及び販売
武漢愛機汽车配件有限公司	中国 湖北省	千人民元 106,556	100.00 (76.58)	自動車部品の製造及び販売
肇慶愛機汽车配件有限公司	中国 広東省	千人民元 50,000	100.00 (100.00)	自動車部品の製造及び販売
武漢愛機新能源汽车有限公司	中国 湖北省	千人民元 140,000	100.00 (100.00)	自動車部品の製造及び販売
H-ONE Parts (Thailand) Co., Ltd.	タイ アユタヤ県	千バーツ 340,000	95.75	自動車部品の製造及び販売
H-ONE Parts Sriracha Co., Ltd.	タイ チョンブリ県	千バーツ 950,000	100.00	自動車部品の製造及び販売
H-ONE India PVT., Ltd.	インド ウッタルプラ ディッシュ州	千印ルピー 3,197,190	100.00	自動車部品の製造及び販売
PT. H-ONE KOGI PRIMA AUTO TECHNOLOGIES INDONESIA	インドネシア カラワン県	百万インド ネシアルピア 1,004,211	87.63	自動車部品の製造及び販売

- (注) 1. 当社の議決権比率の( )内は、間接所有割合で内数であります。  
2. 上記の重要な子会社13社を含め、当連結会計年度の連結子会社は14社であります。  
3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## ② 重要な関連会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
G-ONE AUTO PARTS DE MEXICO, S.A. DE C.V.	メキシコ グアナフアト州	千墨ペソ 893,384	50.00	自動車部品の製造及び販売
東風愛機汽車プレス部品有限公司	中国 湖北省	千人民元 248,500	50.00 (25.00)	自動車部品の製造及び販売

(注) 当社の議決権比率の( )内は、間接所有割合で内数であります。

## ③ その他の関係会社の状況

本田技研工業株式会社は、当社株式を6,055千株(議決権比率21.34%)保有しており、当社は同社の関連会社であります。

当社は、同社に当社製品を販売し、継続的で緊密な事業上の関係にあります。

## (7) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは、自動車部品関連事業及びその他事業を行っております。各事業の内容は次のとおりであります。

### ① 自動車部品関連事業

自動車用の車体骨格部品及びそれに伴う金型・溶接設備等の製造、販売を行っております。

### ② その他事業

その他金属製品等の製造、販売を行っております。

**(8) 主な事業所及び工場** (2024年3月31日現在)**① 株式会社エイチワンの主要な事業所**

名称		所在地
本社		埼玉県さいたま市大宮区
生産本部	亀山工場	三重県亀山市
	前橋工場	群馬県前橋市
	郡山工場	福島県郡山市
開発営業本部	商品開発センター	栃木県芳賀町
	開発技術センター	福島県郡山市

**② 子会社の事業所**

・アメリカ オハイオ州、アラバマ州	・カナダ オンタリオ州
・中国 広東省、湖北省	・タイ アユタヤ県、チョンブリ県
・インド ウッタルプラディッシュ州、ラジャスタン州	・インドネシア カラワン県

**(9) 従業員の状況** (2024年3月31日現在)**① エイチワングループの従業員の状況**

従業員数	前連結会計年度末比増減
6,178名	478名減

(注) 従業員数は就業人数(当社グループからグループ外部への出向者を除き、グループ外部からの出向者を含んでおります。)であり、臨時雇用者は含んでおりません。また、連結会計年度末日における退職者を含めております。

**② 株式会社エイチワンの従業員の状況**

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,227名	34名減	45.8歳	22.4年

(注) 従業員数は就業人数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。)であり、臨時雇用者は含んでおりません。また、連結会計年度末日における退職者を含めております。

**(10) 主要な借入先の状況** (2024年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	15,884百万円
株式会社三井住友銀行	15,103
株式会社三菱UFJ銀行	11,428
株式会社埼玉りそな銀行	10,805
株式会社群馬銀行	7,663

**(11) 事業の譲渡・合併等企業再編行為等**

該当事項はありません。

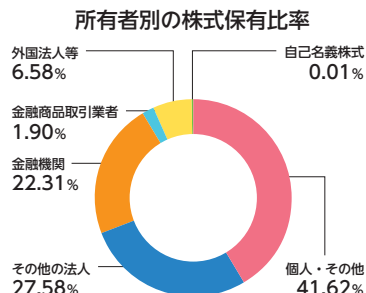
**(12) その他エイチワングループの現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2 株式会社エイチワンの現況に関する事項

### (1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- |            |             |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 63,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 28,392,830株 |
| ③ 株主数      | 14,364名     |
| ④ 大株主      |             |



株主名	持株数	持株比率
本田技研工業株式会社	6,055千株	21.33%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,724	6.08
エイチワン従業員持株会	1,163	4.10
株式会社埼玉りそな銀行	780	2.75
INTERACTIVE BROKERS LLC	767	2.70
JFE商事株式会社	727	2.56
宮本陶子	726	2.56
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	636	2.24
氏家祥子	589	2.08
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	573	2.02

- (注) 1. 持株比率は自己株式数(1,755株)を控除して計算しております。  
 2. 当社は株式給付信託(BBT)制度を導入しておりますが、上記自己株式数には、株式給付信託(BBT)制度に関する株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式421千株は含めておりません。

### ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状態

#### ① 取締役及び監査役の状態 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	金 田 敦	
取締役 専務執行役員	太 田 清 文	管理本部長、コンプライアンスオフィサー、環境責任者
取締役 常務執行役員	渡 邊 浩 行	生産本部長(兼)生産企画グループ長、リスクマネジメントオフィサー
取締役 <span style="color: green;">■</span> 社外 <span style="color: red;">■</span> 独立	丸 山 恵一郎	名川・岡村法律事務所副所長、 戸田建設(株)社外監査役、 学校法人東京音楽大学理事長
取締役 <span style="color: green;">■</span> 社外 <span style="color: red;">■</span> 独立	戸 所 邦 弘	富士倉庫運輸(株)取締役会長
取締役 <span style="color: green;">■</span> 社外 <span style="color: red;">■</span> 独立	山 本 佐和子	
常勤監査役	山 下 和 雄	
監査役 <span style="color: green;">■</span> 社外 <span style="color: red;">■</span> 独立	河 合 宏 幸	河合公認会計士・税理士事務所所長、 (株)大戸屋ホールディングス社外取締役監査等委員、 カッパ・クリエイト(株)社外取締役監査等委員
監査役 <span style="color: green;">■</span> 社外 <span style="color: red;">■</span> 独立	村 上 大 樹	村上大樹法律事務所所長

- (注) 1. 取締役 丸山恵一郎氏、戸所邦弘氏及び山本佐和子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 河合宏幸氏及び村上大樹氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 山下和雄氏は、当社での経理部門を中心とした豊富な業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 河合宏幸氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、社外取締役 丸山恵一郎氏、戸所邦弘氏及び山本佐和子氏並びに社外監査役 河合宏幸氏及び村上大樹氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 事業年度中における役員の地位及び担当等の異動  
該当事項はありません。
7. 事業年度中に退任した取締役及び監査役  
該当事項はありません。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める限度まで同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

#### ③ 補償契約の内容の概要等

当社は、各取締役及び各監査役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しておりませんので、該当事項はありません。

#### ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為(不作為を含む)に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合に負担する法律上の損害賠償金及び争訟費用等を填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補されない等の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。

#### ⑤ 取締役及び監査役の報酬等

##### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

(役員個人別の報酬等の内容についての決定方針等)

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を含む、役員報酬に関する事項については、指名・報酬委員会の事前審議を経て取締役会にて決議しております。また、報酬等の額の算定方法の決定に関する方針を変更する場合には、指名・報酬委員会の事前審議を経て取締役会が決議いたします。

当該方針を踏まえた当社の取締役及び監査役の報酬等の体系は、次のとおりであります。

報酬の種類	基本報酬 (金銭報酬)	業績連動報酬 (金銭報酬)	中長期インセンティブ報酬 (株式報酬)
支給対象	社内取締役 社外取締役 監査役	社内取締役 — —	社内取締役 — —
上限額等	取締役 年額200百万円以内 監査役 年額 40百万円以内		3事業年度ごとに 300百万円以内(350,400株以内)
報酬の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>株主総会で決議された上限額の範囲内において、具体的な配分は役員報酬規程に基づき計算のうえ指名・報酬委員会において決定しております。</li> <li>臨時的に役員報酬規程と異なる取扱いを行う場合は、指名・報酬委員会にて協議のうえ取締役会にて決定しております。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>役員株式給付規程に従って対象者にポイントを付与。取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者に対して、付与されたポイント数に応じた当社株式を給付しております。</li> </ul>
支給時期	毎月		原則として退任時

(注) 1. 社内取締役の年間報酬に占める上記3報酬の割合は、役位別に定めており、役位が高いほど業績連動報酬の割合が高くなるように設計しております。

2. 具体的な報酬水準は、人事院による「民間企業の役員報酬(給与)調査結果」や民間専門機関の役員報酬サーベイを参考に設定しております。

(当事業年度に係る報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由)

取締役会は、当事業年度における役員報酬等について、その決定方法及び決定された内容・額が上記の方針と整合していることや、指名・報酬委員会での審議が尊重されていることを確認しております。また、2023年7月から2024年6月までの期間を対象とした役員報酬の減額については、臨時的に役員報酬規程と異なる取扱いを行う場合として、指名・報酬委員会での審議のうえ取締役会で決定していることを確認しております。以上を踏まえ、取締役会は、当事業年度に係る報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

なお、指名・報酬委員会の構成員につきましては、下記「d. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項」に記載しております。

#### a. 業績連動報酬等に関する事項

(業績連動報酬の額の算定方法、算定の基礎として選定した業績指標等)

当社の「業績連動報酬」は、役位別の業績連動報酬基準額に、業績係数を乗じて算出しております。

$$\text{業績連動報酬 (金銭報酬)} = \text{役位別の業績連動報酬基準額} \times \text{業績係数}$$

- ・「役位別の業績連動報酬基準額」は、役員報酬規程に定める報酬テーブルに基づき、役位に従って額が一律に決定されます。
- ・「業績係数」は、前事業年度の業績等に基づき、次の4つの要素から決定されます。

$$\text{業績係数} = \text{① 会社業績係数} \pm \text{② 前期比調整} \pm \text{③ 資本効率調整} \pm \text{④ 個人評価調整}$$

(基礎とする指標) (評価の観点)      連結税引前利益 収益性      連結税引前利益 成長性      連結ROE 資本効率性      個人評価調整 職務の達成度

- ・「①会社業績係数」は、事業年度初めに对外公表する連結税引前利益(額)の通期見通しの値を目標値(係数1.00の水準)とし、これに対する達成度をもとに係数を決定します。
- ・「②前期比調整」は、連結税引前利益(額)の前期比増減に応じて、係数の加減算を行います。
- ・「③資本効率調整」は、連結ROE(親会社所有者帰属持分利益率)の水準に応じて、係数の加減算を行います。
- ・「④個人評価調整」は、各役員に委嘱された職務の達成度を指名・報酬委員会が評価し、その評価の結果に応じて係数の加減算を行います。
- ・なお、各事業年度初めに連結税引前利益の通期見通しを公表しなかった場合等、上記決定方法が適用できない場合は、指名・報酬委員会での協議のうえ取締役会にて業績連動報酬額を決定しております。



## (業績指標の選定理由)

当社は、収益性指標である連結税引前利益を業績連動報酬の評価指標に採用し、加えて連結税引前利益の前期比増減と連結ROEに基づいた調整を加味することで、成長性と資本効率性の観点も取り入れた経営のインセンティブが働くと考えております。

また、役員個人の業績評価を業績連動報酬の評価項目に採用することで、各役員の職務の達成度を報酬額に反映することができると考えております。

当事業年度を含む連結税引前利益及び連結ROEの推移は、事業報告「1(5) 財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりです。

## b. 非金銭報酬等の内容

「中長期インセンティブ報酬」として、株式給付信託(BBT)制度による株式報酬を採用しております。これは、取締役会が定める役員株式給付規程に従って、当社株式等が信託を通じて給付される株式報酬制度です。対象者が当社株式の給付を受ける時期は、原則として対象者の退任時です。

当事業年度中における株式の交付状況は、事業報告「2(1)⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載のとおりです。

## c. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日、決議の内容及び決議時点の員数は次のとおりです。

役員区分	報酬の種類	株主総会決議年月日	決議の内容	決議時点の員数
取締役	金銭報酬	1991年 6月26日	年額200百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。	取締役 9名
	株式報酬	2021年 6月23日	2017年3月で終了する事業年度から2019年3月で終了する事業年度までの3事業年度(以下、当該3事業年度の期間及び当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という)及びその後の各対象期間に関して対象期間ごとに300百万円(うち取締役分100百万円)を上限として信託に拠出する。 当該資金を原資として、各対象期間について信託が取得する当社株式数の上限を350,400株とする。 また、当社の役員株式給付規程に基づき、取締役等(社外取締役を除く)に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は116,800ポイント(うち取締役分38,900ポイント)を上限とする。	取締役 4名 (社外取締役を除く)
監査役	金銭報酬	1991年 6月26日	年額40百万円以内	監査役 1名

#### d. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、指名・報酬委員会に対し、各取締役の報酬の決定を委任しております。

委任した理由は、複数人かつ取締役会から独立した社外取締役の関与により、報酬決定プロセスの透明性及び客観性を確保するためであります。

指名・報酬委員会の当該権限が適切に行使されるようにするため、報酬の算定基準は役員報酬規程及び指名・報酬委員会規程に定めているほか、臨時的に役員報酬規程と異なる取扱いを行う場合には、指名・報酬委員会において協議のうえ取締役会において決定することとしています。

2024年3月31日現在の指名・報酬委員会の構成員は、代表取締役社長執行役員 金田敦、取締役専務執行役員 太田清文、社外取締役 丸山恵一郎、同 戸所邦弘、同 山本佐和子であります。

#### ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬	株式給付信託報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	90百万円	66百万円	8百万円	15百万円	3名
監査役 (社外監査役を除く)	17	17	—	—	1
社外取締役	12	12	—	—	3
社外監査役	7	7	—	—	2

(注) 株式給付信託報酬欄に記載の金額は、役員株式給付引当金繰入額であります。

## ⑥ 社外役員に関する事項

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	丸山 恵一郎	10回/12回	—	弁護士としての専門的見地から、取締役会において積極的な発言を行っており、特に内部通報・訴訟を含む当社グループのコンプライアンスの取組みについて提言と助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。
社外取締役	戸所 邦弘	12回/12回	—	経営経験者としての専門的見地から、取締役会において積極的な発言を行っており、特に当社グループの事業計画の進捗及び成長戦略の実行について提言と助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。
社外取締役	山本 佐和子	12回/12回	—	企業法務の専門家としての専門的な見地から、取締役会において積極的な発言を行っており、特に当社グループの事業計画の実行に関わる取引・アライアンスについて提言と助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。
社外監査役	河合 宏幸	12回/12回	12回/12回	公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において適宜必要な発言を行っており、特に当社グループの内部統制及び経理財務について助言を行うなど、業務執行に対する適切な監督を行っております。
社外監査役	村上 大樹	12回/12回	12回/12回	弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において適宜必要な発言を行っており、特に当社グループのコンプライアンスの体制・取組みについて助言を行うなど、業務執行に対する適切な監督を行っております。

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況		当社との関係
		兼職先	兼任の職務	
社外取締役	丸山 恵一郎	名川・岡村法律事務所	副所長	当社と顧問契約等の取引があります。
		戸田建設(株)	社外監査役	特別な関係はありません。
		学校法人東京音楽大学	理事長	特別な関係はありません。
社外取締役	戸所 邦弘	富士倉庫運輸(株)	取締役会長	当社と物品の保管及び寄託等に関する取引があります。
社外取締役	山本 佐和子	—	—	—
社外監査役	河合 宏幸	河合公認会計士・税理士事務所	所長	特別な関係はありません。
		(株)大戸屋ホールディングス	社外取締役監査等委員	特別な関係はありません。
		カップパ・フリエイト(株)	社外取締役監査等委員	特別な関係はありません。
社外監査役	村上 大樹	村上大樹法律事務所	所長	特別な関係はありません。

ロ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

## (4) 会計監査人の状況

### ① 名称 EY新日本有限責任監査法人

### ② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	77百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	136

- (注) 1. 当社の子会社は当社の会計監査人以外の監査人(外国における当該資格に相当する資格を有するもの)の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意をしております。

### ③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人と同一のネットワークに属しているEY税理士法人に対して、移転価格のアドバイザリー業務に基づく報酬を支払っております。

### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、当社都合による場合のほか、会計監査人としての適格性及び信頼性を損なう事由が生じ、その職務の遂行が困難と認められるときには、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的事項といたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間における会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約に関して、定款にそれを可能とする定めをいたしておりませんので、該当事項はありません。

### ⑥ 補償契約の内容の概要等

当社は、会計監査人との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しておりませんので、該当事項はありません。

### ⑦ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しておりますが、会計監査人は当該保険契約の被保険者の範囲に含まれておりませんので、該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社が、会社法及び会社法施行規則に基づき取締役会において決議した内容の概要及び当事業年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンスに係る「行動規範」を制定し、生産、技術、本社部門が業務実態に即した「部門行動規範」を策定のうえ、これら規範に則り、法令遵守に取り組むとともに、その実施状況を定期的に検証する。
- ロ. 企業倫理や法令遵守に関する問題について、従業員及び取引先からの通報・提案を受け付ける窓口及び規程を設け、必要な措置を講じる。
- ハ. コンプライアンスオフィサーを委員長とするコンプライアンス委員会が、コンプライアンスに係る諸施策を継続して実施する。
- ニ. 反社会的勢力との関係遮断を徹底することとし、人事総務部が社内体制を構築、維持するとともに、警察等の外部の専門機関との連携を図る。
- ホ. 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

#### (運用状況の概要)

コンプライアンス及びステークホルダーの利益の尊重に関して「H-oneグループ行動規範」を制定するとともに、生産、技術、本社部門の業務実態に即した「部門行動規範」を制定しております。

当社グループの事業活動を通じて直接又は間接的に影響を受ける人々の人権を尊重する責任を果たすため「エイチワングループ人権方針」を策定するとともに、内部通報制度を加えた勉強会を全従業員を対象に実施することで、周知を図っております。

国内外での法令遵守の取組みの実施状況を「H-one・CG自己検証」により確認いたしました。

内部通報窓口を当社内及び社外に設置し、従業員及び取引先から通報を受け付けております。これに加えて、海外アソシエイトからの通報を受け付けるグローバル内部通報窓口を設置しております。

コンプライアンス委員会は、上記諸施策を企画、推進し、その結果を取締役に報告いたしました。また、内部通報案件に迅速に対応するとともに、その結果を取締役に報告いたしました。

H-oneグループ行動規範には反社会的勢力との関係遮断を定めており、これを基本に据えて人事総務部を所管部署として埼玉県企業暴力対策協議会に加入し情報収集に努めるとともに、本社並びに主要事業所に不当要求防止責任者を選任、配置し外部関係機関との連携を図っております。

コンプライアンスオフィサーを委員長とするJ-SOX委員会が、財務報告の信頼性向上に関する諸施策を推進し、財務報告に係る内部統制の体制強化を図っております。

## ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役会議事録、経営会議議事録及び稟議書等は、サステナビリティ推進部及び経営企画部が法令及び社内規程に定める期間保存する。
- ロ. 取締役及び監査役は、いつでも保存された文書を閲覧することができる。
- ハ. 個人情報保護、機密管理に関する規程を整備し、適切に保存、管理する。

### (運用状況の概要)

いずれも法令及び社内規程に従って適切に保存、整備、管理、運用を行っております。

## ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 各部門が、その業務の実態に即した様々なリスクを特定、分析し、対応策を講じてその予防に努めるとともに、その実施状況を定期的に検証する。
- ロ. 危機管理規程を定め、有事が発生した際には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。

### (運用状況の概要)

危機管理の実施状況をH-one・CG自己検証により確認いたしました。また、リスクマネジメントオフィサーを委員長とするリスクマネジメント委員会が当社全体に関わるリスクへの対応を推進しております。

大地震をはじめとする大規模災害が発生した場合に重要な事業を可能な限り継続又は早期に復旧させることを目的として、事業継続計画(BCP)を構築しております。

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、リスクマネジメント委員会及び総務部門を中心に、感染予防及び感染拡大防止のための対応を推進いたしました。また、感染が発生した場合には、外部関係機関と連携をとりながら対応にあたりました。

## ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社組織の事業統括本部、開発事業本部及び日本事業本部には、その本部長及び副本部長の職務を上席執行役員以上の執行役員に重点的に委嘱し、決裁権限を委譲することで意思決定の迅速化を図る。
  - ロ. 国内外生産拠点責任者に重点的に執行役員を配し、また、海外拠点を地域に基づく3つの事業本部に区分けし、その事業本部長を上席執行役員以上の執行役員に委嘱し、決裁権限を委譲することでグローバル執行体制の強化と海外事業における意思決定の迅速化を図る。
  - ハ. 計画的かつ効率的に事業運営を進めるため、中期経営計画及び年度事業計画を策定し、これらに基づく、全社並びに部門別の実績を取締役会、経営会議、トップヒアリングを通じて評価、管理する。
- 二. 会社の意思決定については、取締役会規程、同付議基準、経営審議体付議基準において明文化し、重要性に応じた意思決定を行う。

#### (運用状況の概要)

取締役会及び経営会議を月度で開催し、重要性に応じた意思決定を行いました。また、四半期に1回のトップヒアリング及び地域経営会議を通じて中期及び年度計画の進捗を評価、管理いたしました。

#### ⑤ 当該株式会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. コンプライアンスオフィサーが、当社及び子会社のコーポレート・ガバナンスの運用並びに強化を推進する。
- ロ. 関係会社管理規程その他関連規程に基づき、関係部門が子会社管理にあたる。
- ハ. 子会社の職務執行状況及び事業状況等を評価、管理する地域経営会議を置く。
- ニ. 当社及び子会社の業務執行は各社における社内規程に則るものとし、社内規程については随時見直しを行う。
- ホ. 当社の監査室が、当社及び子会社の業務監査を実施し、検証及び助言等を行う。

#### (運用状況の概要)

北米・中国・アジアの各事業本部長と当社の経営企画部が連携して関係会社の管理にあたるとともに、当社の監査室は関係会社に対して業務監査を実施しております。

法務機能を有するサステナビリティ推進部が、関係会社での法令遵守の取組み状況をH-one・CG自己検証により把握するとともに、検証結果に対する対策の進捗状況を管理しております。

#### ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性、当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

業務監査にあたる監査室が、必要に応じて監査役の職務の補助を行う。また、監査室の人事及び異動、懲戒に際しては、監査役の意見を尊重し、その独立性を確保する。

#### (運用状況の概要)

監査室は、会社法上の内部統制、財務報告に係る内部統制及び各部門の業務遂行状況についての内部監査を年間を通じて実施しているほか、監査役及び会計監査人と定期的ないし必要に応じて意見交換を行っております。また、監査室は、年2回、各半期ごとの内部監査内容を取締役会及び監査役会に対して報告しており、取締役及び監査役との連携を深めております。

監査室の人員の人事等に関しては、監査役の意見を尊重するなど取締役からの独立性を確保しております。



### ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びに監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- イ. 当社グループの取締役及び従業員は、当社グループの経営、業績に重大な影響を及ぼす事実、重大な法令・定款違反その他これらに準じる事実を知った場合には、適切な方法により、遅滞なく監査役に報告する。
- ロ. 当社グループは、監査役に報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

#### (運用状況の概要)

監査役は、取締役会をはじめ経営会議、コンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会、J-SOX委員会等に出席することにより取締役及び従業員から必要な報告を受け、取締役の職務の執行及び取締役会の意思決定を中立的かつ客観的に監査しております。また、社外監査役は、取締役会においてそれぞれの専門の見地から適宜発言を行っております。

### ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

#### (運用状況の概要)

監査役職務において生じた費用又は債務は、適切かつ速やかに処理いたしました。

### ⑨ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役は、代表取締役をはじめ各取締役との意見交換を定期的に行う。
- ロ. 監査役は、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席する。
- ハ. 監査役は、会計監査人との連携・意見交換を定期的に行う。

#### (運用状況の概要)

監査役は、代表取締役をはじめ各取締役及び上席執行役員以上の執行役員等と、当社が対応すべき課題や監査上の重要課題等について意見交換を行いました。また、会計監査人とは四半期毎に、会社法及び金融商品取引法に基づく監査・レビュー結果についての報告及び説明を受けております。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

# 連結財政状態計算書

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資 産</b>	
<b>流動資産</b>	<b>89,867</b>
現金及び現金同等物	18,892
営業債権及びその他の債権	39,027
棚卸資産	27,600
その他の金融資産	1,543
その他の流動資産	2,803
<b>非流動資産</b>	<b>91,729</b>
有形固定資産	67,628
無形資産	631
持分法で会計処理されている投資	8,644
退職給付に係る資産	4,248
その他の金融資産	9,185
繰延税金資産	669
その他の非流動資産	722
<b>資産合計</b>	<b>181,597</b>

科目	金額
<b>負 債</b>	
<b>流動負債</b>	<b>88,041</b>
営業債務	26,721
借入金	44,100
未払法人所得税等	1,141
その他の金融負債	5,221
その他の流動負債	10,855
<b>非流動負債</b>	<b>38,000</b>
借入金	27,674
退職給付に係る負債	4,347
その他の金融負債	695
繰延税金負債	3,879
その他の非流動負債	1,402
<b>負債合計</b>	<b>126,041</b>
<b>資 本</b>	
<b>親会社の所有者に帰属する持分合計</b>	<b>55,181</b>
資本金	4,366
資本剰余金	12,907
利益剰余金	17,700
自己株式	△298
その他の資本の構成要素	20,505
<b>非支配持分</b>	<b>373</b>
<b>資本合計</b>	<b>55,555</b>
<b>負債及び資本合計</b>	<b>181,597</b>

## 連結損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上収益	232,730
売上原価	△210,499
売上総利益	22,231
販売費及び一般管理費	△18,209
その他の収益	1,067
その他の費用	△23,914
営業損失	△18,826
金融収益	581
金融費用	△1,559
持分法による投資利益	449
税引前損失	△19,354
法人所得税費用	△2,689
当期損失	△22,044
当期損失の帰属	
親会社の所有者	△21,656
非支配持分	△387
当期損失	△22,044

## (ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書(要旨)

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

区分	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	19,494
投資活動によるキャッシュ・フロー	△13,258
フリー・キャッシュ・フロー*	6,236
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,279
現金及び現金同等物に係る換算差額	954
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	8,471
現金及び現金同等物の期首残高	10,420
現金及び現金同等物の期末残高	18,892

(注) フリー・キャッシュ・フローは「営業活動によるキャッシュ・フロー」と「投資活動によるキャッシュ・フロー」の合計であります。

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>23,873</b>
現金及び預金	6,287
受取手形	6
電子記録債権	1,909
売掛金	9,691
製品	256
原材料	649
仕掛品	3,111
貯蔵品	425
前払費用	288
関係会社貸付金	579
未収入金	398
その他	267
貸倒引当金	△0
<b>固定資産</b>	<b>54,165</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>12,880</b>
建物	3,327
構築物	195
機械及び装置	4,843
車両運搬具	77
工具、器具及び備品	663
土地	3,124
建設仮勘定	648
<b>無形固定資産</b>	<b>106</b>
ソフトウェア	98
その他	8
<b>投資その他の資産</b>	<b>41,178</b>
投資有価証券	289
関係会社株式	30,199
出資金	0
関係会社出資金	5,180
前払年金費用	1,224
長期前払費用	224
関係会社貸付金	3,954
長期未収入金	9
その他	104
貸倒引当金	△10
<b>資産合計</b>	<b>78,038</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>24,964</b>
買掛金	4,430
短期借入金	5,000
1年内返済予定の長期借入金	10,934
リース債務	0
未払金	1,450
未払費用	367
未払法人税等	299
前受金	1,407
預り金	52
賞与引当金	920
役員株式給付引当金	67
その他	34
<b>固定負債</b>	<b>20,688</b>
長期借入金	18,978
リース債務	0
長期未払金	24
繰延税金負債	1,569
役員株式給付引当金	100
資産除去債務	14
<b>負債合計</b>	<b>45,653</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>29,329</b>
<b>資本金</b>	<b>4,366</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>13,459</b>
資本準備金	13,363
その他資本剰余金	96
<b>利益剰余金</b>	<b>11,802</b>
利益準備金	261
その他利益剰余金	11,540
配当準備積立金	1,436
別途積立金	11,221
繰越利益剰余金	△1,116
<b>自己株式</b>	<b>△298</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>3,055</b>
その他有価証券評価差額金	3,055
<b>純資産合計</b>	<b>32,385</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>78,038</b>

# 損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	58,389
売上原価	46,965
売上総利益	11,424
販売費及び一般管理費	6,930
営業利益	4,493
営業外収益	1,067
受取利息	71
受取配当金	569
為替差益	201
貸倒引当金戻入額	2
その他	223
営業外費用	254
支払利息	252
雑損失	2
経常利益	5,307
特別利益	48
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	48
特別損失	7,150
固定資産廃棄損	54
減損損失	6,557
特別退職金	537
税引前当期純損失	△1,794
法人税、住民税及び事業税	△718
法人税等調整額	△483
当期純損失	△2,996

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年6月3日

株式会社エイチワン  
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 向 出 勇 治  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 山 中 彰 子  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エイチワンの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社エイチワン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年6月3日

株式会社エイチワン  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 向出 勇治  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山中 彰子  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エイチワンの2023年4月1日から2024年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるとともに、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年6月3日

株式会社エイチワン 監査役会

常勤監査役 山下和雄 ㊟

社外監査役 河合宏幸 ㊟

社外監査役 村上大樹 ㊟

# 株主総会会場ご案内図

## 会場

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地5  
KSビル8階 サイサンホール  
TEL 048-643-0010 (代)



## ご案内

○JR大宮駅西口より徒歩8分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

